

# ニュースレター

令和元年7月発行

第30号

Newsletter



公益  
社団

広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

Victim Assistance Center of Hiroshima

広島被害者支援センター

〒730-0032 広島市中区立町1番24号有信ビル6F TEL082-245-6667 / FAX082-245-6668

URL : <http://www13.plala.or.jp/vach2-13/>





広島県環境県民局  
県民生活部長

小川元史

## ごあいさつ

広島被害者支援センター並びにその運営を支えておられる会員及び支援活動員の皆様方におかれましては、犯罪被害者等の方々に対する支援をはじめ、県の被害者支援施策に御協力いただき、心より敬意と感謝の意を表します。

近年、県内の交通事故や刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、他県では、保育園児を含む多数の方が巻き添えとなって死傷する交通事故や、通学中の小学生などが殺傷される事件が発生しています。尊い命が突然奪われる悲劇が後を絶たない状況に、深い悲しみを覚えます。

こうした中、全国の被害者支援団体とのネットワークを有し、被害者やその家族に寄り添いながら、それぞれの実情に応じたきめ細やかな支援活動を行われている貴センターの存在や期待される役割は益々大きくなっております。

県といたしましては、貴センターをはじめ関係機関・団体等との連携強化等に引き続き取り組んで参りますので、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、広島被害者支援センターの益々の御発展と会員及び関係者の皆様方の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、御挨拶といたします。



広島弁護士会 会長

今井光

## ごあいさつ

犯罪被害者は長い間、社会から孤立し、取り残されてきました。ある日、突然、理不尽な被害を受けた被害者は大きなショックを受けて困惑し、人生で初めて警察や検察庁に行くことになります。また、心の傷を癒すには長い時間を要し、周囲の人の言動でさらに傷つくことも少なくありません。

そうした中、広島被害者支援センターは、被害者の心理的側面に配慮され、いち早く「臨床心理士」による専門相談を導入されました。また、弁護士や支援活動員による電話相談、面談相談をはじめ、警察や検察庁、裁判所への付き添い等、被害者や遺族の要望に添ったきめ細やかな支援を実践されています。貴センター及びその会員、支援活動員の皆さまの日頃の活動には、改めて敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

広島弁護士会は、そのような貴センターとの連携を一層強め、犯罪被害者の支援に尽力したいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。



# 令和元年度通常総会開催



令和元年度通常総会を5月28日（火）午後5時から、広島市中区の「ひろしま国際ホテル」で開催し、平成30年度事業報告・収支決算及び定款の一部改正について審議しました。いずれも原案通り承認されました。

## 平成30年度事業報告（概要）

平成30年度も公益社団法人・早期援助団体としての目的を達成するための基本方針に添って、各事業を確実に遂行しました。

「支援活動の充実強化」としては、電話相談の継続や、付添や代理傍聴、関係機関との連絡調整・情報提供などの直接的支援にも被害者等の依頼に多数対応したことです。

「相談員等の人材育成活動の強化」では、研修の充実や、各種研修会への積極的参加によるスキルアップ、また第11期被害者支援活動員養成講座開講による、新規支援活動員の育成などを行ったこと。

「財政基盤の確立」としては、広島県共同募金会主催の社会課題プロジェクト活動に参加しての募金活動や、ホンデリングや犯罪被害者支援自動販売機設置など、ファンドレイジング事業を積極的に行ったこと。

「広報啓発事業」では、当センターの認知度の向上と、被害者の現状や被害者支援の必要性を広く県民に知らせるため、「被害者支援講演会・トークショー&コンサート」や街頭キャンペーン、各種広報媒体の活用による広報を行ったこと、等を報告し承認を得ました。

## 平成30年度決算報告（概要）

平成30年度は、預保納付金が削減される中で、当センターの重点事業である「支援活動の充実強化」「相談員等の人材育成活動」「広報啓発活動」に重点的に予算を配分して事業を推進したことを報告し、承認を頂きました。

## 公益社団法人広島被害者支援センター定款の一部改正（概要）

被害者等の要望が多岐にわたり、現状の定款では支援活動に対応できない事案が出てきているため、支援活動について「広島県内で行うものとする」を、「原則として広島県内で行うものとする」に改正すること。

県内の全市町に会員として加入していただくため、「特別会員 県内各地方公共団体を特別会員として入会を認める」の項を設けること。

総会の開催月を5月から6月に変更すること、以上3点を報告し、いずれも承認されました。

## 《30年度収支決算書(主要科目)》

| □収入 (単位：千円)        |        | □支出 (単位：千円)                                                                                       |        |
|--------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 勘定科目               | 決算額    | 勘定科目                                                                                              | 決算額    |
| 会費収入<br>(個人・法人・団体) | 8,422  | 事業費(87%) (電話相談、面接、<br>管理費(13%) 法律専門相談、<br>臨床心理士相談、<br>支援活動員研修、<br>広報、啓発活動、<br>事務局人件費等、<br>事務所賃料等) | 28,658 |
| 寄付金収入<br>(寄付金)     | 7,806  |                                                                                                   | 4,256  |
| 負担金                | 1,783  |                                                                                                   |        |
| 事業収入               | 380    |                                                                                                   |        |
| 業務委託費              | 6,104  |                                                                                                   |        |
| 預保納付金              | 4,680  |                                                                                                   |        |
| その他                | 2      | 次期繰越金                                                                                             | -3,737 |
| 計                  | 29,177 | 計                                                                                                 | 29,177 |

## 負担金等支援行政機関

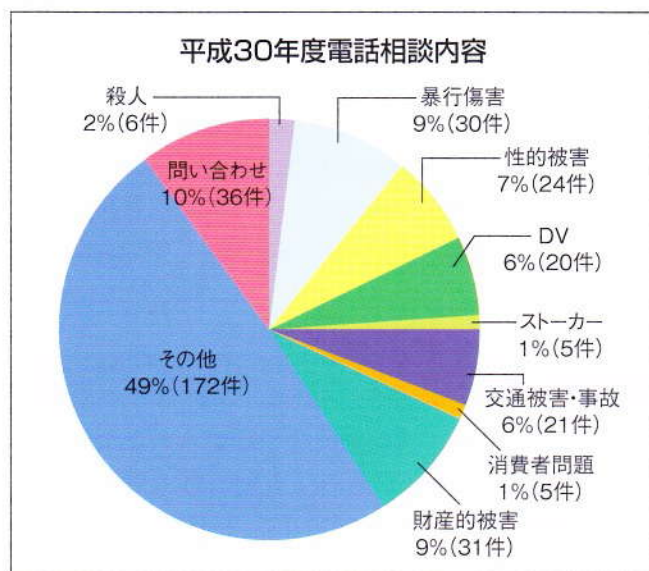
広島市、呉市、廿日市市、  
大竹市、東広島市、  
安芸高田市、江田島市、  
府中市、三原市、竹原市、  
三次市、福山市、庄原市、  
尾道市、府中町、海田町、  
熊野町、県町村会



## 平成 30 年度の相談件数

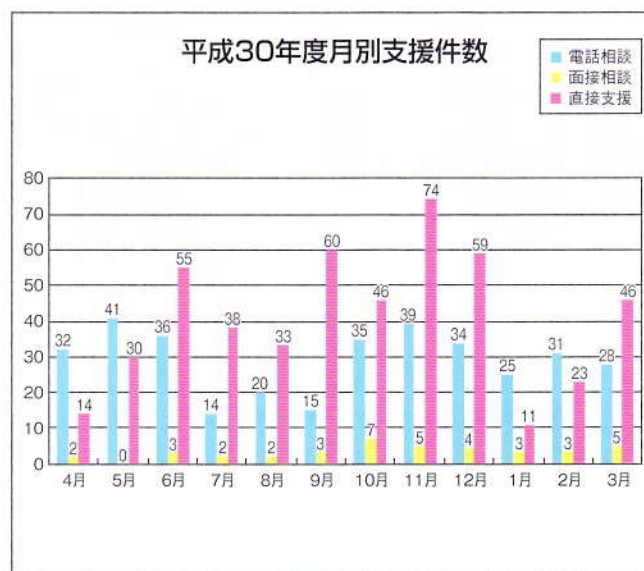
### ①平成30年度の電話相談内容

29年度より64件減の350件の相談がありました。  
件数は減少しましたが、電話から直接的支援に繋がる  
事案もあり、丁寧な対応が求められました。



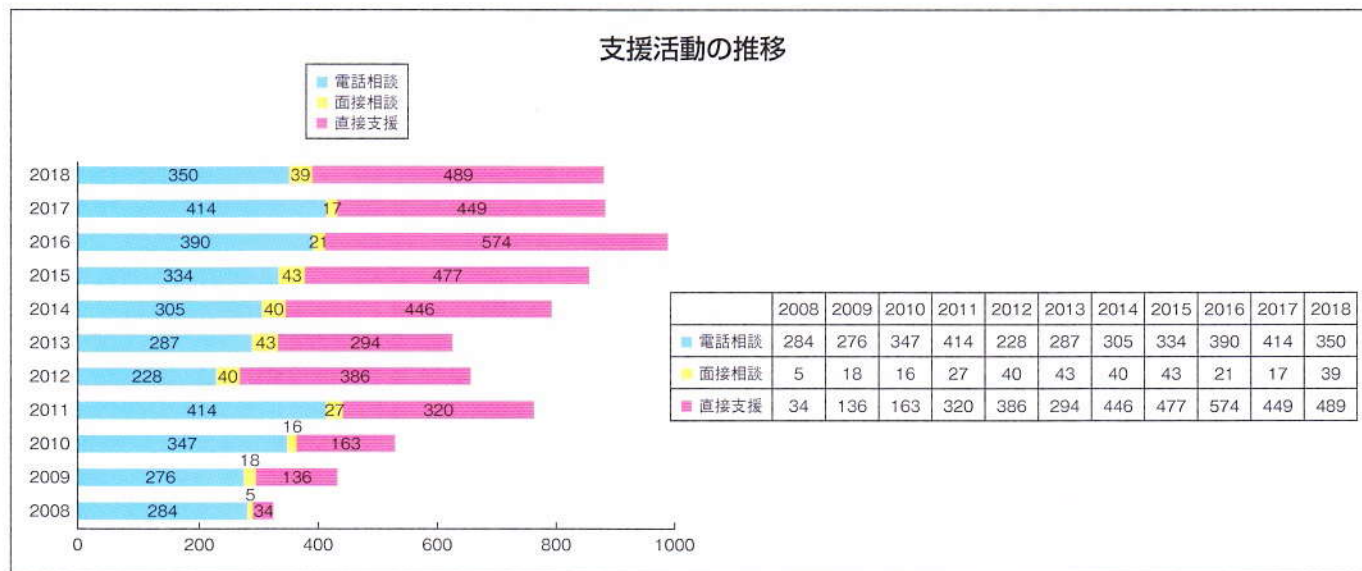
### ②平成30年度月別支援件数

9月、11月、12月に直接的支援の件数が多くありま  
した。この時期に裁判があったためです。



### ③支援活動の推移

支援総件数は29年度と変わりませんが、30年度は直接的支援が多くありました。



## 令和元年度 公益社団法人広島被害者支援センター役員名簿

|      |       |    |       |    |       |    |       |
|------|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 理事長  | 山本 一隆 | 理事 | 新 恵里  | 理事 | 田中 泉  | 理事 | 温泉川梅代 |
| 副理事長 | 兒玉 憲一 | 理事 | 上田みどり | 理事 | 平 伸二  | 理事 | 吉村 幸子 |
| 副理事長 | 長井 貴義 | 理事 | 内野 悌司 | 理事 | 平本 直樹 | 監事 | 河野 隆  |
| 専務理事 | 岡野 政義 | 理事 | 後藤 信行 | 理事 | 森高 章修 | 監事 | 河内 紀和 |



## 委嘱状授与式

3月27日（水）県警から、警察安全相談課長兼被害者支援室長 佐賀 剛様を来賓としてお迎えし、平成31年度（令和元年度）被害者支援活動員委嘱状授与式を行い、44名の活動員に山本理事長が委嘱状を授与しました。

44名のうち7名は、第11期被害者支援活動員養成講座を修了し、今年度から新しく活動員となりました。山本理事長から、「自ら研鑽し、被害者に寄り添ったきめ細かい支援をして下さい」との話がありました。

最後に皆で「倫理綱領」を唱和し、支援活動に対する気持ちを新たにしました。



## (株) プロバホールディングス様より寄付を頂きました

プロバホールディングス先代社長（平本 将人様）の意志を継いで、毎年社会課題解決プロジェクト共同募金の時期に多額の寄付を頂いております。

心より感謝し、支援活動に有効に使わせていただきたいと思います。



専務理事 岡野政義 代表取締役社長 平本直樹

## 第12期被害者支援活動員養成講座開講

新たな支援活動員を養成する、被害者支援活動員養成講座を6月6日開講しました。受講生は6名です。6月から8月までは入門編（12講）で、犯罪被害者支援について基本的なことを学びます。

入門編を修了後、9月から12月までアドバンス編（20講）としてより深い知識の習得と、支援に関わるための実践的な研修を行います。

研修の中では、実際に被害に遭われたご遺族のお話を聞かせて頂くこともあり、支援することの意味や意義について考える貴重な機会になっています。





## 理事の声

理事（広報啓発委員・採用研修委員）上田みどり

広島被害者センター設立直後は顧問ということでしたが、少ししてから理事を務め、採用研修と広報啓発委員をさせていただいています。センターにおける役目を明確に理解しないまま、スタッフや支援員の方々から少しずつ学びながらの委員です。これまで大学で、英米文学や英語の教鞭をとっていた関係上、グローバル人材育成や異文化理解などの場面で、可能な限りお手伝いをしてきました。大学を退任した今、私に何ができるだろうかと考えます。

日本の少子高齢社会の具体策が法的にも示された令和元年、日本社会が以前とは異なることを認識せざるを得ません。それは、'以心伝心'の街の集合体から、共通度の薄い、丁寧な説明を必要とする社会に変わりつつあることを示しています。世代間においても、男女間においても、この社会を快適なものにするためには、'暗黙の了解事項が多い日本文化'から、より明確な言葉の発信による理解が求められます。お互いが言葉を大切に、丁寧に発信する習慣を身につけたいものです。

広島には海外からの人たちが、すでに5万人前後居住されています。互いに分かり合え、快適に暮らせる社会へと進める、内からの見直しが必要とされているように思います。

## 社会課題プロジェクト活動に参加

平成31年1月から3月末まで行われた、広島県共同募金会主催の平成30年度社会課題解決プロジェクト共同募金活動に参加しました。

参加7回目の今回は、目標額を300万円に設定して募金活動を実施しました。

その結果、3ヶ月の募金期間内に、県内各企業・団体・個人の方から240件、3,667,990円と、目標を大きく上回るご支援をいただきました。

この募金活動は、寄せられた募金額に応じ、助成金がマッチングギフトとして加算されるしくみになっており、当センターは70万円が加算されました。

その交付式が、6月27日に広島県社会福祉会館で行われ、広島県共同募金会会長 池谷公二郎さんから、マッチングギフトを併せた4,367,990円が当センターに交付されました。

この寄付金は、犯罪の被害者・ご遺族の支援活動に大切に使用させていただきます。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。



## 「ひるのコンサート」で広報活動

県庁前の広場で行われた、県警の音楽隊によるミニ演奏会「ひるのコンサート」に出向き、演奏を聞きに集まった人々に当センターのパンフレットを配布して広報を行いました。





## 「犯罪被害者支援自販機」の設置にご協力ください。

自動販売機の売り上げ代金の一部を支援金として、当センターにご寄付していただいております。  
現在、県内の建設現場・事業所・企業等で23台を設置し、ご協力頂いております。  
設置について詳しくは事務局（☎082-245-6667）へお問い合わせ下さい。  
行政機関に設置協力をいただいている自動販売機です。



廿日市市佐方会館



宮島水族館駐車場

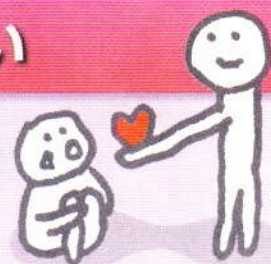


江田島市民センター

## 犯罪被害者支援 自動販売機設置のお願い

ひとり一人の**思いやり**で**支**えていきましょう。

犯罪被害支援自販機の売上金の一部を、広島被害者支援センターを通して  
県内の事件・事故の被害者支援に役立てています。





## ホンデリング（本で支援のお願い）

不要になった本等を寄付して頂くことが、犯罪の被害に遭われた方々への支援活動につながります。これまでもたくさんの方にご協力頂きました。

不要になった本やCD、DVDを「贈与承諾書（当センターのIDが入ったもの）」とともに梱包し、買い取り業者「(株)バリューブックス」☎0268-75-

9380にお電話していただくと、指定する時間に宅配業者が引き取りに伺います。

買い取り業者の査定金額が広島被害者支援センターに寄付されます。

（贈与承諾書は当センターのホームページから取り出せます。センターに電話で連絡いただければ送ります。）

### ホンデリング

#### ○ 寄付につながるもの

##### ★本の場合

ISBNコードが付いているものが対象です。



本のISBN（アイエスピーエヌ）とは？

本のISBNとは国際標準図書番号（International Standard Book Number）の略称で世界共通で図書（書籍）を認識する為に記載されるコードです。日本では日本図書コード・図書JANコードとして利用されています。

##### ★CD・DVD・ゲームの場合

規格品番が付いているものが対象です。



CD・DVD・ゲームの規格品番とは？

規格品番とは、日本レコード協会が定めた規格でCD・DVD・ゲームソフトなどの市販されているメディアに対して付けられたコードです。ケースの背表紙やディスクの印刷面に印字されています。

CDはアルバムCDのみが対象となり、シングルCD、アイドルの投票券等特典付きCDは取り扱いません。

※お取り扱い商品につきましてご不明な点は、

提携会社 株式会社バリューブックス（0120-826-295）までお問合せください。

### ホンデリング

～本でひろがる支援の輪～

あなたの本を寄付して、  
犯罪被害に遭われた方々への支援の輪が広がります。

公益社団法人 広島被害者支援センター

あなたの本が、犯罪被害に遭って身体や心を  
傷つけられたり、大切なものを失ったりして  
苦しんでいる方々への支援活動へつながります。  
犯罪被害に遭われた方が安心して生活を  
取り戻せるように、力を貸してください。



## 「被害者支援講演会・演奏会」開催のお知らせ

期日 11月27日（水）14:00～17:00（予定）

場所 広島弁護士会館（中区上八丁堀2-73）

プログラム（予定）

講演 犯罪被害者ご遺族 岩城順子さん

演奏 エリザベト音楽大学（予定）

※申し込み方法等詳しい内容は、後日ホームページやチラシでお知らせします。ぜひ、ご参加下さい。

### 編集後記

「家族が他県で犯罪被害に遭い、ご遺族は広島に在住されている」または「家族が広島で被害に遭い、ご遺族は他県に在住されている」そういう事例が何件ありました。裁判は事件が起きた県で行われるため、他県のセンターと連携した支援が必要となりますが、状況によってはご遺族の要望に応じて、当センターの相談員が他県に出向いて行かなければならない場合もあります。今後はこうした事案に対し、他県でも支援活動ができるよう、定時総会において定款を一部改正し活動の幅を広げました。それに伴い財政基盤の確立はもちろん支援活動員の質の向上もさらに求められます。日々の努力を積み重ねつつ、被害に遭われた方々に寄り添った支援活動をしていきたいと思ひます。

## （鑑）広島被害者支援センターをサポートして下さる賛助会員・寄付を募集しています

広島被害者支援センターは、会員の皆様のご理解とご協力に支えられて運営している団体です。犯罪や交通事故などの被害にあわれた方や家族の方への支援活動を財政面からサポートして下さる会員を募集しています。

### 1 賛助会員とは

センターが行う被害者支援活動の意義をご理解いただき、財政面でのご支援という形で事業に参加していただく会員をいいます。

### 2 賛助会員の種類と会費

賛助会員（年会費）は、  
個人会員 1口 2,000円  
法人・団体会員 1口 10,000円  
口数に制限はありません。  
その他、寄付も随時受け付けています。

### 3 振込み先

銀行をご利用の方  
広島銀行県庁支店 口座番号（普通）3007871  
加入者名 社団法人 広島被害者支援センター  
理事長 山本 一隆  
郵便局をご利用の方  
口座番号 01310-6-57119  
加入者名 社団法人 広島被害者支援センター

### 4 入会していただく

年2回発行予定の「ニュースレター」とシンポジウムや講演会の案内を送付します。



本誌は、共同募金会の助成を受けて発行しています。